3

## 令和2年度 外国人介護従事者受入れ環境整備等事業

補入

助れ

金期

簡

この支援

5 つの支援メニュー

準備の支援受入れの検討

## 1 外国人介護従事者 受入れセミナー

(対象) 今後受入れを検討していく上で役立つ知識 やノウハウを知りたい事業者 等

2 外国人介護従事者 指導担当職員向け研修

(対象)

外国人を既に受け入れている施設や 今後受け入れる予定のある施設 等 対象拡大・要件緩和!

介護施設等による留学生受入れ 支援事業費補助金 ※

※③は、左記②の研修の受講・修了が必須

4 経済連携協定等に基づく外国人 介護福祉士候補者受入れ支援事業

5 外国人技能実習制度に基づく 外国人介護実習生の受入れ支援事業

## スケジュール

~予定は今後変更になる 可能性があるので、ご了承 ください~



## 対象事業所

③④⑤は、訪問系は対象外(下記注3) サービスの種類						
訪問介護	通所介護	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	(介護予防) 認知症対応型通所介護	介護福祉施設 サービス		
(介護予防)	(介護予防)	(介護予防)	地域密着型特定施設	介護保健施設		
訪問入浴介護	短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	入居者生活介護	サービス		
定期巡回·随時対応型	(介護予防)	看護小規模多機能型居宅	地域密着型介護老人	介護医療院		
訪問介護看護	短期入所療養介護	介護	福祉施設入所者生活介護	サービス		
夜間対応型	(介護予防)	(介護予防)	地域密着型通所介護	介護療養施設		
訪問介護	通所リハビリテーション	認知症対応型共同生活介護		サービス		

(注1) ①~⑤共通:都内に所在する事業所とする。(注2) ①~⑤共通:介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

(注3) ③④⑤: 訪問系サービスは対象外とする。(注4) ④: 上記の他、経済連携協定に基づき、外国人介護福祉士候補者を受け入れ、一定要件を満たす施設等も対象上記(注1) ~ (注4) 以外の条件もございます。詳細は、各事業の要綱をご確認ください。

## 1 外国人介護従事者受入れセミナー

#### 【概要】

○ 外国人介護従事者の受入れ制度に関する知識や円滑な受入れに必要なJウハウ等を提供するためのセミナーを開催

(対 象】都内介護サービス事業者の責任者等(例 経営者、施設長)

【内容例】制度・法令関係、受入れの体制づくり、事例の紹介(受入れ体制整備例)

# 2 外国人介護従事者指導担当職員向け研修

### 【概要】

○ 外国人介護従事者に対する指導ポイント、その他生活面での配慮等について研修を実施

【対 象】都内介護サービス事業者における外国人介護従事者の指導担当職員(予定者を含む。)

【内容例】 介護業務に関する指導・教育、日本での生活に対する支援、事例の紹介(指導・教育、生活支援例)



上記①②の他、外国人介護従事者受入れに係る個別相談会を実施予定

# 3 介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金

#### 【概要】

- 介護保険施設等が留学生を雇用し、学費等を支給する場合に、支給に要する経費の一部を補助
- 学費等は、留学生と締結した贈与契約に基づき給付すること。貸与により支給する場合は、本事業の対象外

## 【補助基準及び補助率】

補助対象経費	基準額 (対象者1人当たり)	補助率
1 学費	5万円(月額)	
2 入学準備金 ※1	20万円(1回限り)	
3 就職準備金 ※2	20万円(1回限り)	1/3
4 国家試験受験対策費用 ※2	4万円(1回限り)	
5 居住費	3万円(月額)	

- ※1 介護福祉士養成施設の入学年度のみ対象
- ※2 介護福祉士養成施設の卒業年度のみ対象

### 【対象となる留学生】

- ①介護福祉士養成施設への入学を前提とした**日本語学校** に通う留学生 《対象拡大》
- ②介護福祉士養成施設に通う留学生
- ※留学生の施設での勤務時間は問いません。《要件緩和》

#### 【補助要件】

- ①留学生を年度内に1か月以上雇用すること
- ※必ずしも年度末まで継続して雇用する必要はありません。
  《要件緩和》
- ②対象者を指導する担当職員を配置すること。
- ③都の実施する外国人介護従事者指導担当職員向け
- 研修を受講・修了すること

## 経済連携協定等に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業

#### 【概要】

○ 経済連携協定(EPA)に基づき外国人介護福祉士候補者を受け入れる介護保険施設等が、候補者の介護福祉士国家資格取得を目的として実施した、日本語学習等に要する経費の一部を補助

#### 【補助基準及び補助率】

	基準額			
補助対象	①受入施設の設置主体が 区市町村の場合	②受入施設の設置主体が 区市町村 <u>以外</u> の場合	補助率	
1 日本語学習、介護技能学習等	1人当たり 23万5000円(年額)	1人当たり 100万円 ※上記金額のうち補助対象 2	10/10	
2 喀痰吸引等研修受講支援	1人当たり 9万5000円(1回限り)	については、1人当たり1回限り		
3 研修担当者の活動支援	1か所当たり 8万円	※上記金額のうち補助対象 3 については、1か所当たり8万円		

#### 【対象経費】

補助対象1の場合:講師への謝金、講習会の受講料、講習会会場への交通費、教育教材費、インターネット回線使用料、備品購入費 等

補助対象2の場合:研修の受講料、研修会場への交通費、教育教材費 等 補助対象3の場合:受入施設の研修担当者に本給とは別に支給する諸手当

# 外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業

#### 【概要】

5

- 外国人技能実習制度に基づき技能実習生を受け入れる介護保険施設等が、技能実習に要する経費の一部を補助
- 技能実習生は、入国1年目(技能実習1号) の者が対象

#### 【補助基準及び補助率】

補助対象	基準額	補助率	
1 日本語学習			
2 介護技能学習	1人当たり 67万円	1/2	
3 上記1及び2を実施する うえで必要と認める経費	(年額)		

#### «補助対象の範囲»

補助対象1

日本語能力試験 N 3 相当の検定に必要な範囲 補助対象 2

技能実習2号の技能検定に必要な範囲

※日本語能力が既にN3相当の場合、介護技能学習のみ対象

#### 【対象経費】

○講師への謝金、講習会の受講料、講習会会場への交通費、教育教材費、インターネット回線使用料、備品購入費等

## 書類提出先・問合わせ先

■ 外国人介護従事者受入れ環境整備等事業に関すること

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当

TEL: 03-3344-8627 (月)~儉  $8:45\sim17:30$  HP: http://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/index.html

■ 各受入制度(経済連携協定、外国人技能実習制度、在留資格「介護」等)に関すること 各制度所管の担当窓口に直接お問い合わせください。